

## ■ 平成29年度の総括

- ・地方自治法改正により義務化される内部統制の計画的な整備
- ・業務プロセスレベルでのリスク対応策整備に関する実務スキルの研修
- ・財務に関する事務の重要リスクに係る対応策の整備及びモニタリングの強化

課題

概ね順調に進捗

※財務に関する事務に係るリスク対応策の整備は  
総務省ガイドライン発出以後、取り組むことに変更

- ・改正地方自治法（平成32年4月施行）に基づく内部統制体制の確立に向けて、平成30年度から平成31年度の準備期間中に、具体的な作業をいつまでにどのように進めるかを検討して決定し、その工程に沿って作業を進めるとともに、取組を円滑に実施できるよう、改正法を踏まえた内部統制の概念・意義だけでなく、具体的な作業についても職員の理解を深めておく必要があります。
- ・内部統制の整備・運用状況に係る評価についても、準備を進める必要があります。

## 改正地方自治法改正施行に向けて、内部統制体制の再構築が必要

## ■ 平成30年度の取組

(1)改正地方自治法により義務化される内部統制体制の再構築に向けた工程の決定

- ・内部統制体制の再構築に向けて、平成30年度から平成31年度の準備期間において必要な作業を洗い出し、工程を決定します。
- ・工程の内容を踏まえて、内部統制の整備・運用に係る具体的な取組に順次着手します。

(2)改正地方自治法の義務付け内容を踏まえた内部統制に係る研修の実施

- ・内部統制員を中心に、集合型研修を実施し、改正法の義務付け内容を踏まえた内部統制の概念・意義や業務レベルの内部統制整備に関する具体的な作業について周知します。

(3)財務に関する事務に係るリスク対応策整備に向けた準備事務の実施

- ・財務に関する事務は、改正地方自治法において必ず取り組むべき事務として規定されています。
- ・当該事務に係るリスク対応策整備に向けて、各所属では内部統制対象事務を整理し、今後の具体的な作業（リスク識別・評価、対応策の整備等）の基礎となる資料を作成します。